

職員の身元保証に関する規則

〔平成7年3月31日〕
規則第8号

改正 平成12年9月20日規則第4号 平成17年3月18日規則第7号
平成17年9月26日規則第14号

(身元保証人)

第1条 本組合職員となった者は2名の保証人を立て、保証人にその身分を保証させなければならない。

(身元保証人の資格等)

第2条 身元保証人は、次の各号に掲げる資格要件を具備し、任命権者において適当と認められる者に限る。

(1) 豊岡市、美方郡香美町又は美方郡新温泉町内に居住し、年齢満25歳以上で独立の生計を営み、かつ、相当な保証力を有する者

(2) 破産者、成年被後見人又は被保佐人でない者

2 職員は、身元保証人が死亡し、又は前項に掲げる資格を欠くに至ったときは、直ちにこれに代わる適当な身元保証人を立てなければならない。

3 職員は、身元保証人の本籍、住所又は職業に異動があったときは、直ちに任命権者に届け出なければならない。

(保証書の提出)

第3条 身元保証人は、別記様式による身元保証書を任命権者に提出しねければならない。

2 前項の身元保証書は、3年ごとに更新するものとする。

(保証人の変更等)

第4条 任命権者において必要があると認めるときは、身元保証人の変更を命じ、又はその資格要件に例外を認め、若しくは身元保証を免除することができる。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日規則第14号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

身 元 保 証 書
本 籍
現住所
職氏名

年 月 日 生

上記の者が貴組合に在職中は法令、規則を遵守せしめ、誠実かつ公正に職務を執行させることは勿論向こう3年間において、同人が一身上並びに金銭上に不都合の行為があった場合はすべて私達が連帯して責任を負い一切を引受け貴組合にご迷惑をお掛けしないことを誓います。

私達はここに身分保証人を引き受け保証書を提出します。

年 月 日

北但行政事務組合

管理者 様

本 籍

現住所

職 業

本人と

の関係

身分保証人

年 月 日生

本 籍

現住所

職 業

本人と

の関係

身分保証人

年 月 日生